

論文

日本における男性運動と男性対象の ジェンダー政策の可能性

——メンズリブを中心にして——

大 東 貢 生

〔抄 録〕

この小論の目的は、日本における男性運動と男性対象のジェンダー政策の推移と課題についていくつかの先行研究をまとめ今後の可能性を探ることにある。男性運動においては、男性問題を網羅的に検討したメンズリブがメッセージの浸透とメンバー間の差異の表面化により衰退した後に成立した「ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」や「ファザーリング・ジャパン」などの男性運動は男性問題の起点である「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」の専門分化の現われであると考えられる。また男性対象のジェンダー政策は2010年度からの第三次男女共同参画基本計画での基本的な方針の一つとして「男性にとっての男女共同参画」が取り上げられたが、2015年度からの第四次男女共同参画基本計画では「男性中心型労働慣行等の変革」に限定された。それは男性運動が衰退し影響力を失っていく時期と重なることを示唆した。さらに現在の男性運動で行っているソーシャルビジネスや国際社会との直接的な連携は、男性運動や男性中心のジェンダー政策の新しい可能性を示すことが考えられる。

キーワード：男性運動、男性対象のジェンダー政策、男性問題、男女共同参画政策

1. はじめに

この小論の目的は、日本における男性運動と男性対象のジェンダー政策の推移と課題についていくつかの先行研究をまとめ今後の方向性を探ることにある。国際社会において展開されてきたように、日本においても男性によるジェンダーに関する運動である「男性運動」や男性に焦点を当てたジェンダー政策である「男性対象のジェンダー政策」は存在している。しかし多

くの人々にとって男性運動や男性対象のジェンダー政策は「見えにくい」存在になっているようである。伊藤公雄が述べるように、近代社会において不可避的に出現した「男性問題」、特に「剥奪感の男性化」（伊藤公雄 2016, 2018）は日本においても存在するはずであるのに、なぜ男性運動や男性対象のジェンダー政策は「見えにくい」存在になっているのだろうか。

以下では、日本において展開されてきた男性運動や男性対象のジェンダー政策についてメンズリブを中心に概観し、日本の男性運動や男性対象のジェンダー政策の可能性について触れてみたい。

2. 日本における男性運動

まず日本の男性運動について、いくつかの先行研究から運動の経緯とその考察をまとめたい。男性運動とは、「ジェンダーに関わる諸問題についての男性側からの運動」（大山治彦・大東貢生 1999：44）とされる。すなわち男性運動はフェミニズムや女性運動のインパクトを受けた後に「男性というジェンダー」を明確に意識した男性が中心になって行っている運動である。以下では、日本における男性運動が、フェミニズムの影響を受けつつどのように展開していったのか、また男性が男性であるがゆえに男らしさや男性役割を期待されることで生じる男性問題との関わりや、こうした男性問題に対するアプローチの差異を焦点にしつつまとめたい。

2.1. 男性運動の展開—メンズリブの誕生と衰退—

日本の男性運動はウーマンリブと呼ばれる第二波フェミニズムから直接影響を受けた男性たちが1970年代の半ばから全国各地でグループを結成したところから始まっている。当時のこうした動きは「マンリブ」と呼ばれていた（溝口明代・佐伯洋子・幹草子編, 1995）。これらのマンリブは、当時のアメリカの男性運動に関して詳しく紹介されることもなく、また運動の当事者たちもそうしたアメリカの男性の動きに興味を示していなかったため、日本独自の運動であると考えられるという（大山・大東 1999：46, 多賀太 2006：170, 大山治彦 2018b：27）。

大山によれば、こうした男性運動の中で重要な役割を果たしたのは1978年に発足した「男の子の育てをを考える会」と1988年に発足した「アジアの売買春に反対する男たちの会」である（大山 2018a：27）。「男の子の育てを考える会」は、これまで女性が担ってきた子育てを男性も担うこと、つまり男性が子育てというケア役割を担うことによって、男性自身が当事者として自らも不利益を受ける性別役割分業や男らしさを再構成し解放されたいと主張する運動であった。それは、男性中心の社会の中で女性が差別や不利益を受けてきた問題である女性問題とみなされてきたものを、男性の問題である男性問題へと組み換えることであり、その意味で「男の子の育てを考える会」は、日本において男性問題に取り組んだ男性当事者の運動、すな

わち男性運動の元祖ともいえる運動であった(大山・大東 1999:46, 大山 2018a:28)。

また「アジアの売買春に反対する男たちの会」は「男の子育てを考える会」のメンバーを中心にして発足した日本人男性によるアジアへの買春観光に反対を唱えたグループである。「アジアの売買春に反対する男たちの会」では、男性中心の社会の中ではすべての男性は女性に対して加害者であること、男性問題の解決について最も重要なのは、男性自らが加害者性に気づき、それを克服することであるとされた(大山 2018b:168)。「アジアの売買春に反対する男たちの会」は当時2つの点で斬新なグループであった。それは①男性のみのグループであり、②「すべての男性が加害者である」と強調したことである(大山・大東 1999:47)。

この2つの男性運動は男性問題に対してどのように捉えられるであろうか。多賀太は男性問題を「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」と捉えているが(多賀 2006:4-6), 大山が述べるように、「アジアの売買春に反対する男たちの会」は「女性を苦しめる男性」からの、「男の子育てを考える会」は「男性自身の困惑」からのアプローチをそれぞれとっているようにみえる(大山 2018b:167-168)。

次に、この二つのアプローチがどのように統合されていくのかを見ていきたい。大山は「アジアの売買春に反対する男たちの会」の活動の中で、「女性を苦しめる男性」を優先する運動のあり方について疑問が出されるようになったという。その中心になったのが、1989年に発足した「アジアの買売春に反対する男たちの会・大阪」である。「アジアの買売春に反対する男たちの会・大阪」は「男性の抑圧(加害)者性」のみに焦点をあてるアプローチに疑問をもち、男性運動は男性の被抑圧(被害)者性にも着目するべきではないかという問題意識をもちはじめた。すなわち男性中心の社会の中ではすべての男性は女性に対して加害者であることを受け入れた上で、男性運動は、男性が感じている男らしさの抑圧にも目を向けるべきではないかと主張したのである(大山 2018b:168)。

この「アジアの買売春に反対する男たちの会・大阪」のアプローチについて大山は、「フェミニズムや男性運動に興味を示す男性の多くは、男らしさによって抑圧され、傷つけられてきた自分自身の問題をまずはやりたいのではないか、その思いにもこたえるべき」であり、「男らしさに抑圧されている男性、自分が男らしくないことを悩んでいる男性にとっては、自らの加害者性についても取り組むことは、結果的に二重の負担となり、疲弊させることになった」(大山 2018b:168-169)という。

こうした問題意識が1991年に発足した「メンズリブ研究会」に継承される。大山によれば「メンズリブ」とは1990年代に日本独自の運動として男性運動の中核となった流れをいう(大山 2018b:169)。この「メンズリブ研究会」の重要な功績は、男性の視点からオリジナルな男性問題を発見し、その解決に取り組んだことである。オリジナルな男性問題とは、男性が感じている、男らしさによって抑圧され傷つけられてきた自分自身の問題のことである(大山 2018b:169)。

このメンズリブの運動は、1990年代に広がりを見せ、岡山、東京、奈良、埼玉、神奈川、福岡、沖縄などに次々と「メンズリブ」を名乗るグループが誕生した。こうした動きは、グループの関係者が講師を務める自治体主催の講座や、新聞をはじめとするマスメディアでの報道を通じて、全国各地への広がっていった（多賀 2006：176）。

多賀は、当時のメンズリブなどの男性運動の活動を①メンバー自身の問題解決をはかるためにメンバー同士が直接コミュニケーションをはかる「話し合い」、②メディアを通じた間接的なコミュニケーションによってメンバー同士で情報交換を行い、問題解決をはかる手段としての「機関誌の発行」、③メディアを通じた間接的なコミュニケーションを通じてグループのメンバー以外の人々に問題意識を訴えたり活動への参加を呼び掛けたりする取り組みとしての「ホームページの開設や出版物の発行」、④グループのメンバー以外の人々と直接コミュニケーションを行って問題意識を伝えたり、変化を促したりする活動として「イベントやワークショップの開催」の4点に整理している（多賀 2006：177-180）。

特に、①の「話し合い」については、メンズリブ研究会などは、かつての女性運動で行われてきた意識改革（consciousness-raising：CR）の手法を実施していたという（伊藤 1996：315）。「話し合い」の場で、参加者は自分一人だけで抱え込んできた問題を他者と分かち合うことで傷ついた心を癒すこと、参加者同士の語り合いを通じて固定的な男女の役割や生き方にとらわれてきた自分に気づくこと、とらわれからの解放へ向けた変化のためにお互いに助け合うことを行っている。すなわち「話し合い」は、男性同士のエンパワメント（empowerment）の場であるという（多賀 2006：177-178、大山 2018b：169）。

男性運動の多くは、「話し合い」に女性の参加を認めていないが、①女性の参加者がいるとその存在を意識して、男性が本音で話さなくなるのを防ぐためであり、また②男性運動に固有な分野＝被抑圧（被害）者性から新たな男性問題を構築するために、同じ男性としての経験を共有する男性のみで語り合う必要があるためであるという（大山・大東 1999：48）。

このように「メンズリブ」は多賀のいう「女性を苦しめる男性」について理解しつつ、「男性自身の困惑」を「話し合い」によって解決することで、「女性を苦しめる男性」からの変革を図る運動であったと言えるであろう。すなわち「女性を苦しめる男性」アプローチと「男性自身の困惑」アプローチの統合が図られたと思われる。次に、こうした統合が「メンズリブ」以降の男性運動にどのような影響を与えたのかについて見ていきたい。

2.2. 男性運動の再展開—新しい運動のかたち—

大山は1990年代に盛り上がりを見せたメンズリブだが、2000年代になると社会運動としては終息していったという（大山 2018b：170）。こうしたメンズリブを中心とした男性運動の退潮について、多賀は「メッセージの浸透」と「差異の顕在化」の2点から解釈を行っている。

第一にメッセージの浸透とは、「男性運動が提起してきた問題意識や活動が、マスメディア

や行政の政策を通じて広く人々の間に浸透していったことで、皮肉にも男性運動の存在価値が低下してしまった」(多賀 2006:181) ことであるという。メンズリブを中心とした男性運動は、「男性自身の困惑」を言葉に出す場を提供することで男性たちを結集させた。こうした「新しい視点」にマスメディアも一斉に飛びつき、男性運動は、「新しい視点」をもたらした主体として脚光を浴びた。しかし、「新しい視点」が広まるにつれ「普通の視点」となり、男性運動が唱えてきたメッセージは行政のパンフレットや新聞雑誌の記事に書かれるようになり、男性運動が行ってきた「男の家事・料理教室」や「男の生き方を問い直すグループワーク」も自治体の講座や必ずしもジェンダーに焦点を当てない市民活動に取り入れられていくことで「特別な活動」から「普通の活動」に変化した。こうしてかつては男性運動にしか果たせなかった役割が他の様々な機関やメディアによって代替可能になったことで、男性運動の存在価値は低下したという(多賀 2006:181)。

第二に差異の顕在化とは「男性運動の活動が深まるにつれて、運動に参加する男性たちの間で、問題意識やめざす方向性における食い違いが顕在化してきた」(多賀 2006:183) ことである。当初は、男性同士でジェンダー問題について話せるような場が他になかったため、問題意識や悩みの違いよりも、ジェンダー問題に関心を持つ男性という共通性が男性たちを結びつけていた。しかし、活動を通じて各個人の問題意識や置かれた立場がお互いにより理解されていくにつれて、お互いの違いが目立つようになった。多賀の「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」という男性問題の視点から言えば、フェミニストのパートナーに影響されて「女性を苦しめる男性」の問い直しを第一に重視する男性たちに対して、働きすぎや過労といった「男性自身の困惑」の解決を第一に重視する男性たち、そもそも男性同性愛者や、父子家庭の父親、失業男性、引きこもりの男性が抱える、多様な「男性自身の困惑」など、男性たちの差異が顕在化した(多賀 2006:182-183)。

こうした状況の中で2000年代半ば以降から、従来の枠組みを踏まえつつ、新しいタイプの男性運動が出現しつつある。以下ではこうした活動として、2006年に発足した「ファザーリング・ジャパン」と2012年に発足した「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」を取り上げたい。

「ファザーリング・ジャパン」は、男性による子育てを支援し、イクメンブームをけん引している団体である(安藤哲也・ファザーリング・ジャパン 2012)。「Fathering = 父親であることを楽しむ生き方」をミッションとして、父親としての喜びを共有し、男性の子育てに対する意識の差や旧来の長時間労働を中心とした働き方という制度の差に対して、当事者である父親たちが声を上げることで社会を変えようとしている(NPO法人 ファザーリング・ジャパン 2013:2-3,172-173)。

「ファザーリング・ジャパン」の活動は多賀の男性問題の視点から言えば、男性の子育てを考える会と同様に「男性自身の困惑」からのアプローチに近いと考えられるのではなからうか。

さらに活動の方向性は従来の男性運動の方向性に加え、NPOとしてソーシャルビジネスを志向していることが特徴としてあげられる。ソーシャルビジネスとは、ミッションとして位置づけた社会的課題を解決するためにビジネス的手法を取り入れて、経済的なりターンと社会的リターンの両面を追及する持続的な活動のことをいう(大木裕子 2017:116)。「ファザーリング・ジャパン」はミッションとして、父親支援事業による「Fathering」の理解・浸透こそが「よい父親」ではなく「笑っている父親」を増やし、ひいては働き方の見直し、企業の意識改革、社会不安の解消、次世代の育成につながり、10年、20年後の日本社会に大きな変革をもたらすことを信じ、様々な事業を展開していくソーシャルビジネスプロジェクトを推進しており、政府・自治体・企業との連携によってさまざまな事業を展開している(丹野安子 2012:42-49, 2017:44-46)。従来の男性運動がボランタリーな任意団体として男性問題を解決しようとしていたのに対して、新しい解決の方法となっていると考えられる。

「ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」は、男性から男性への非暴力メッセージを伝える活動をしている(多賀太・伊藤公雄・安藤哲也 2015)。「ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」は1991年にカナダで始まった女性に対する暴力の撲滅に取り組もうとする男性たちの世界的な活動である「ホワイトリボンキャンペーン」が、2012年に日本でも始まったものである。「ホワイトリボンキャンペーン」は、女性に対する暴力に対して「自分には関係ない」として沈黙を守る男性たちは、女性に対する暴力を容認する社会の持続に加担してきたという。したがって、暴力を振るわない男性こそが暴力を容認する社会を変革するカギを握っている。男性は女性に対する暴力に反対の声を上げる責任を負っていること、男性たち自らがアクションを起こすことでその解決の貢献できることを訴えた(多賀 2019:148-150)。多賀によれば、こうした啓発手法は「傍観者介入アプローチ」と呼ばれ、国連の関連機関をはじめとする、ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に男性を参画させる取り組みにおいて、広く採用される手法となっている(多賀 2018)。

「ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン」の活動は多賀の男性問題の視点から言えば、アジアの売買春に反対する男たちの会と同様に「女性を苦しめる男性」からのアプローチに近いと考えられる。その活動の方向性は従来の男性運動の方向性に加え、国際的な直接的連携を取っていることにある。世界各国での「ホワイトリボンキャンペーン」活動は、ブランドイメージにおいて意図的に男らしいイメージを採用したり、アンバサダー制度としてスターやスポーツ選手をアンバサダーとして起用したり、警察やプロスポーツといった「男性的」な組織が「ホワイトリボン・ブランド」を与える研修を受けたりしている。尊敬やあこがれの対象であった男性集団を巻き込むことで、女性に対する暴力に関心を払わない男性の啓発効果を高めることを意図したアプローチは、結果的に女性を周辺化させ男性の権威を高めることに寄与するという批判もあるが、女性に対する暴力をなくす取り組みに多数派の男性が参画しうるのかの経験値から導かれた回答であるという(多賀 2019:151-154)。

まとめると、男性問題を網羅的に検討したメンズリブがメッセージの浸透とメンバー間の差異の表面化により衰退したのちに現れた「ファザーリング・ジャパン」と「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」は、男性問題の視点である「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」の専門分化の現われであるのかもしれない。一方、ソーシャルビジネスや国際社会との直接的な連携は、男性運動の新しい視点として、今後の男性運動の方向性のひとつを示しているのかもしれない。

2.3. 今後の男性運動を考えるために

日本における男性運動は男性問題の観点からすれば子育てをめぐる「男性自身の困惑」に対応した「男の子育てを考える会」と買春をする「女性を苦しめる男性」に対応した「アジアの売買春に反対する男たちの会」とが、「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」を視野に入れつつ「男性自身の困惑」から「女性を苦しめる男性」へのアプローチをはかったメンズリブに発展し、運動自体の拡大と差異の拡大により男性運動自体が衰退してしまった後に、従来からの問題への対処として、子育てをめぐる「男性自身の困惑」に対応した「ファザーリング・ジャパン」と女性に暴力を振るう「女性を苦しめる男性」に対応した「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」が、ソーシャルビジネスや国際的な展開との連携という新しい運動の方法を持って再登場したように見える。

その歩みをとらえるために、先行研究の分析枠組をここで見ておきたい。大山・大東は、男性運動をその成立過程から「家事育児型」と「メンズリブ型」の二つに分け、男性問題に対する対応として「男性の抑圧（加害）者性」と「男性の被抑圧（被害）者性」から解釈を行っている（大山・大東 1998）。「男性の抑圧（加害）者性」と「男性の被抑圧（被害）者性」は多賀の「女性を苦しめる男性」と「男性自身の困惑」に対応していると考えられる。

多賀はこの男性問題の二面性に関して、M・A・メスナーが提起する三つの視点、すなわち「男性の制度的特権」「男らしさのコスト」「男性の差異と不平等」（Messner, M. A. 1997）を取り上げている。「男性の制度的特権」とは、集団としての男性は、集団としての女性の犠牲によって、制度的に特権を享受していること、「男らしさのコスト」とは、そうした制度を維持するために、男性たちには抑圧的な「男らしさ」の規範に従うことが求められていること、「男性内の差異と不平等」とは、男性にもさまざまな立場の人がおり、より少ないコストでより多くの利益を得られる男性もいれば、より多くのコストを支払いながらほとんど利益が得られない男性もいるという側面を指している（多賀 2006：iii - iv）。

すなわち多賀が述べるように「女性を苦しめる男性」「男性の抑圧（加害）者性」とは「男性の制度的特権」を「男性自身の困惑」「男性の被抑圧（被害）者性」は「男らしさのコスト」を示している。また、先に見たように多賀は、2000年代初頭のメンズリブを中心とした男性運動の衰退を「メッセージの浸透」と「差異の顕在化」とまとめているが、差異の顕在化こそ

が「男性内の差異と不平等」の現われである（多賀 2006：182-184）。

さて、子育てをめぐる「男性自身の困惑」への対応と女性に暴力を振るう「女性を苦しめる男性」への対応を、多賀の国際社会における男性ジェンダー政策の動向からみておきたい。多賀は国際連合やEUの男性ジェンダー政策の焦点として「ケアする男性性」と「参画する男性」を取り上げている（多賀 2018）。

国際的な男性ジェンダー政策については、父親としての男性の育児に焦点化し男性がケアを引き受けることが奨励されているが、このケア概念を拡大し、誰もがケアを必要としケアをする必要があること、労働市場におけるケアする男性の必要性、セルフケアが男性自身にも直接的な利益をもたらすことが描かれ、「ケアする男性性」はジェンダー平等に資する新しい在り方を示す国際的なキーワードとなっている（多賀 2018：65-71）。

また「参画する男性」については、男性たちに自らをジェンダー問題の当事者でありジェンダー平等の担い手であると認識させる取り組みがなされている。「ホワイトトリボンキャンペーン」で述べた「傍観者介入アプローチ」も「参画する男性」への具体的取り組みである（多賀 2018：71-78）。こうした国際社会との直接的な連携を考えれば「ファザーリング・ジャパン」の取り組みは「ケアする男性性」を構築する一步と考えることができる。また「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」で「傍観者介入アプローチ」がどの程度導入されるかが今後の課題となるであろう。

最後に、「男性内の差異と不平等」について考えたい。大山・大東は男性運動の抱える課題の一つとして男性運動に根強い異性愛主義（ヘテロセクシズム）について述べている（大山・大東 1998：51）。男性内の差異のひとつとして異性愛かつシスジェンダーである性的多数男性と同性愛男性やトランス男性などの性的少数男性の差異があげられるが、メンズリブの中で男性問題のひとつのテーマであったにもかかわらず、今日まで性的少数男性の運動が男性運動として見られてきたことは少なかったように思われる。大山・大東は男性運動が異性愛主義を克服するためには、異性愛者が異性愛性を相対化し、異性愛者であることを自覚的になることが必要である（大山・大東 1998：51）と述べたが、加えて性的少数男性たちが自らの男性性を基準とした男性運動を展開することも必要なことではなかろうか。つまり SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）に基づく男性運動の展開が必要とされるであろう。

3. 日本における男性対象のジェンダー政策

次に、日本における男性対象のジェンダー政策を見ていきたい。日本ではジェンダー平等政策は男女共同参画社会を目指す政策として展開されている。男女共同参画社会とは、1999年に成立・施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、「男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが出来る

社会」と謳われている。つまり、男女共同参画社会とは、「男だから、女だからこうあるべき」ということにしばられず、何よりも本人の意思が尊重される社会、どんな生き方を選択するかは本人の意思次第であり他人にとやかく言われることのない、個人を尊重する社会のことである（大東 2006a : 59）。

男女共同参画とは、「Gender Equality」の訳語であるが、文字通り訳を行うと「男女平等」政策となる。日本においてなぜ、「Equality」が、「平等」ではなく「共同参画」と訳されたかについては、平等概念には「機会の平等」と「結果の平等」があり、「結果の平等」について経済界からの反発があったため、女性には機会の平等すらなかったことから「計画に加わる（参画）」を先行させた結果である。男女雇用機会均等法がなぜ「機会均等」なのかも、上述の意味合いがある。

男女共同参画基本法では、こうした社会を目指すために、5つの基本理念として①人権の確立、②政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟、③社会・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化、④新たな価値の創造、⑤地球社会への貢献などを勘案した「基本的な計画」の策定を求めている。そしてこの基本法に基づき国や地方自治体において、男女共同参画に対する計画が制定されさまざまな政策が行われている（大東 2006a : 59）。以下では、国の男女共同参画計画の変遷を概観し、男性対象ジェンダー政策についてまとめてみたい。

3.1. 男女共同参画基本計画とは

国の男女共同参画推進基本計画は1999年に最初の計画がなされ、以下5年ごとに内容が改定され2004年に第二次、2009年に第三次、2014年に第四次男女共同参画基本計画が策定されている。男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の形成に当たっての具体的施策の方向を定めている。以下に、男女共同参画基本計画の「施策の方向」の項目を列挙したい。

2000年度から2004年度の第一次男女共同参画基本計画では、

- ①政策・方針決定過程での女性の参画拡大
- ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し・意識の改革
- ③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ④農山漁村における男女共同参画の確立
- ⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- ⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧生涯を通じた女性の健康支援
- ⑨メディアにおける女性の人権の尊重

- ⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献，である（内閣府男女共同参画局 1999a）。

2005 年度から 2009 年度の第二次男女共同参画基本計画では、

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革
- ③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ④活力のある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- ⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- ⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧生涯を通じた女性の健康支援
- ⑨メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- ⑫新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進，である（内閣府男女共同参画局 2004a）。

2010 年度から 2014 年度の第三次男女共同参画基本計画では、

- ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し，意識の改革
- ③男性，子どもにとっての男女共同参画
- ④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ⑤男女の仕事と生活の調和
- ⑥活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ⑦貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- ⑧高齢者，障害者，外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩生涯を通じた女性の健康支援
- ⑪男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ⑫科学技術・学術分野における男女共同参画
- ⑬メディアにおける男女共同参画の推進
- ⑭地域，防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- ⑮国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献，である（内閣府男女共同

参画局 2009a)。

2015年度から2019年度の第四次男女共同参画基本計画では、

I あらゆる分野における女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献、である（内閣府男女共同参画局 2014a）。

3.2. 男性にとっての男女共同参画

第一次から第四次男女共同参画基本計画の「施策の方向」の項目を見てきたが、2010年度からの第三次男女共同参画基本計画で「男性・子どもにとっての男女共同参画」が立てられ、2015年度からの第四次男女共同参画基本計画ではなくなっていることがわかる。以下ではその経緯を見ていきたい。

2010年度からの第三次男女共同参画基本計画では「男性にとっての男女共同参画」が施策の方向として取り上げられているが、第三次男女共同参画基本計画に先立ち、2005年度からの第二次男女共同参画基本計画の基本的な方針やポイントにおいて10の重点項目のひとつとして「男性にとっての男女共同参画社会」をとりあげ、「男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進」とある（内閣府男女共同参画局 2004b）。施策の方向として立ち上げられてはいないが、施策の方向全体において、男性の理解・啓発を重視するという方向性が読み取れる。

第二次男女共同参画基本計画を踏まえた第三次男女共同参画基本計画の基本的な方針には、改めて強調している5項目のひとつとして「男性、子どもにとっての男女共同参画」を取り上

げ、次のように書かれている。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である（内閣府男女共同参画局 2009b）。

こうした観点から、第二次男女共同参画基本計画の理解・啓発にとどまらない働きかけの重要性が謳われる。実際の施策についても、「基本的な考え方」として「男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする」とあり「男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める」とある（内閣府男女共同参画局 2009b）。

具体的には「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」「企業における男性管理職等の意識啓発」「男女間における暴力の予防啓発の充実」に加え、職場や地域での男性に対する男女共同参画の取り組みとして、「男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善」「男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援」「食育の推進」「男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等」といったさまざまな男性問題に対する取り組みがまとめられている（内閣府男女共同参画局 2009c）。

したがって、男性対象のジェンダー政策からみて第三次男女共同参画基本計画は、「男性の理解・啓発」にとどまらず、「環境整備」や「関係する取り組みに対する支援」「男性に対する相談体制の充実」など数多くの展開がなされた計画であると言えるであろう。

3.3. 「男性にとっての男女共同参画」の後退？

2010年度からの第三次男女共同参画基本計画で施策の方向として立てられた「男性にとっての男女共同参画」は、しかしながら2015年度からの第四次男女共同参画基本計画では削除されてしまう。基本方針でも改めて強調している点として「あらゆる分野における女性の活躍」の中で、「女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる」ことが掲げられている（内閣府男女共同参画局 2014b）。ここには何があったのだろうか。

それは2013年から続く「女性活躍推進政策」と関係していると考えられる。女性活躍推進政策は安倍政権の成長戦略の一環として女性を一番活かされていない人的資源のひとつとして

考えられていること、すなわち女性の活躍は人口減少社会における労働力確保の一環として、つまり女性活躍推進政策は「社会政策」としてではなく「経済政策」として打ち出されている。その後、女性たちからの反発・批判にさらされたことに対する国際的な取組から、これまでの成長戦略の一環としての女性の雇用促進・労働力としての女性を重視してきた女性活躍推進政策が、「性別役割分担意識」の変更、雇用の場での男性の意識改革といった要素に広がり、女性の問題全般を検討材料とする「すべての女性が輝く政策パッケージ」へと展開し、女性の雇用増加・労働力としての女性増加という観点と、多様な女性の生き方支援についての行動目標化という2つの流れとなって展開していると考えられる(大東 2016)。

第四次男女共同参画基本計画が制定された2014年は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定された年でもある。すなわち、女性の雇用増加・労働力としての女性増加という観点からの「女性活躍推進法」制定と、さまざまな女性の活動を推進する方向性を発展させた「第四次男女共同参画基本計画」の策定が並立している(大東 2016)。

安倍政権の女性の活躍を「社会政策」ではなく「成長戦略」として捉える方向性は、女性の問題を「男女の平等」という「人権政策」では捉えないということにつながっていると思われる。そのことが当初から「女性活躍推進政策」を「男女共同参画政策」として見てこなかったことにつながっている。これに対して、女性から「女性を労働力としてしか見ていない」「女性が働くことも子どもを育てることもより求められる」「結果として少子化を促進することにつながりかねない」などの批判が出現することになっている。そして、「女性活躍推進」が前面に出ることで、「男性にとっても男女共同参画」が、「女性活躍のための背景」に後退することにつながったと考えられるのではなかろうか(大東 2016)。

まとめると、2005年度からの第二次男女共同参画基本計画で徐々に多様化してきた男性対象のジェンダー政策が、2010年度の第三次男女共同参画計画での大きな柱である「施策の方向」の一つとして取り上げられ多様な展開が示されたが、2015年度からの第四次男女共同基本計画では女性活躍推進のための「男性中心型労働慣行等の変革」に後退したと言えるのではなかろうか。

4. 効果的な男性運動と男性対象ジェンダー政策に向けて一結びに代えて一

多様化した男性対象のジェンダー政策はなぜ後退したようになったのか。そこには政権交代や保守層の台頭など様々な影響が考えられるが、男性運動との関連でいえば、男性運動が一連の政策決定に関してあまり関与しなかったことがあると思われる。かつて著者は、女性運動は時流の流れに乗り国や地方自治体のジェンダー政策にロビーイングなどを通じ大きな影響を与えたが、男性運動は勃興した時期でもあり、ジェンダー政策にほとんど影響を与えていないこ

とをまとめた（大東 1999, 2006b）。これは現代にも通じる流れであり、安倍政権は女性活躍推進政策のために国際的なフォーラムなどの開催を通じ国内外の女性運動と連携した。このことが「経済政策」が中心であった女性活躍推進政策から、「人権政策」を含めた第四次男女共同参画基本計画へと展開したと言える（大東 2016）。

一方、男性運動は1995年以降のメンズリブの展開に伴って多賀(2006)が言うようにメッセージの浸透とともにメンバーが例えば男女共同参画審議会等の外部委員となるなど国や地方自治体と連携した。このことが、2000年度からの第二次男女共同参画基本計画での男性対象のジェンダー政策の多様化や2010年度からの第三次男女共同参画基本計画での男性対象のジェンダー政策の重点化に結び付いたと思われる。ところが先にみたように2000年代以降に男性運動が衰退していく中で、男性運動は国や地方自治体の方向性に関与することが減少したのではなかろうか。このことが2015年度からの第四次男女共同参画基本計画での男性対象のジェンダー政策の限定に結びついていると思われる。

それでは、男性運動は今後の男性対象のジェンダー政策に対してどのように対峙するのであろうか。ここではジェンダー領域と政策決定の領域から見ておきたい。ジェンダー領域でいえば、伊藤や多賀はこれからの男性の方向性として「女性の地位向上の支援」と「悩める男性への支援」をあげている（多賀 2006：187-193）。これは先の国際社会の流れで見た「参画する男性」と「ケアする男性性」とに対応している。第2章において新しい男性運動として「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」と「ファザーリング・ジャパン」を取り上げ、「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」は「女性の地位向上の支援」としての女性に暴力を振るわない男性たちが声を上げる「参画する男性」を取り上げ、「ファザーリング・ジャパン」は男性の子育てを通じた「悩める男性の支援」を取り上げている。さらに「ホワイトトリボンキャンペーン・ジャパン」が採用している国際的な連携、「ファザーリング・ジャパン」が採用しているソーシャルビジネスとしての国・地方自治体・企業との連携は、男性運動が国や地方自治体による男性対象のジェンダー政策に影響を与えることになるであろう。一例をあげれば、「イクボス」政策は国や地方自治体と「ファザーリング・ジャパン」の連携による政策と考えられる。こうした男性運動と国や地方自治体の連携が、新たな男性対象のジェンダー政策の可能性につながるかもしれない。

次に、政策決定の領域からも見ていきたい。男女共同参画政策も政策の一つとして、政策過程や政策評価という立場らの言及が必要であると思われる。しかしながらこうした研究は山谷清志・高田修三・池永肇恵（2001）や中島由美子（2005）などが散見されるのみで少ないのが現状である。さらには安倍政権のもうひとつの重点政策である地方創生、すなわち地域活性化に関する政策との関連についても例えば鹿島敬（2018）などの研究があるのみで少ない現状がある。男性対象のジェンダー政策は優先されるべき女性対象のジェンダー政策の補助的な政策である。より一層のコストと利益の観点から、こうした政策研究としての男性対象のジェンダー

政策の研究が今後必要とされるであろう。

〔文献〕

- 安藤哲也・ファザーリング・ジャパン編, 2012, 『パパ一年生』かんき出版
- 伊藤公雄, 1996, 『男性学入門』作品社
- , 2016, 「はじめに－受難時代の男性の性と死」, 伊藤公雄・山中浩司編『とまどう男たち 生き方編』大阪大学出版会, 1-19.
- , 2018, 「剝奪(感)の男性化 Masculinization of deprivation をめぐって」『日本労働研究雑誌』60 (10),63-76.
- 鹿島敬, 2018, 「男女共同参画の新たなステージ－性別役割分担意識の解消を地方自治体から考える」『NVEC 実践研究』(8), 6 - 23.
- Michael A. Messner, *Politics of masculinities : men in movements*, Sage Publications, 1997, pp.17-48.
- 溝口明代・佐伯洋子・幹草子編, 1995, 「資料」『日本のウーマンリブ史』松香堂.
- 内閣府男女共同参画局, 1999, 「男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/1st/index.html, 2019.5.1.) .
- , 2004a, 「男女共同参画基本計画(第二次)」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/honbun.html, 2019.5.1.) .
- , 2004b, 「男女共同参画基本計画(第二次)ポイント」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/2nd/pdf/point.pdf, 2019.5.1.) .
- , 2009a, 「第三次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html, 2019.5.1.) .
- , 2009b, 「第1部 基本的な方針」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-03.pdf, 2019.5.1.) .
- , 2009c, 「第3分野 男性, 子どもにとっての男女共同参画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/pdf/3-06.pdf, 2019.5.1.) .
- , 2014a, 「第四次男女共同参画基本計画」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html, 2019.5.1.) .
- , 2014b, 「第1部 基本的な方針」
(http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/kihon_houshin.pdf, 2019.5.1.) .
- 中島由美子, 2005, 「男女共同参画基本計画への政策評価適用の現状」『日本地域政策研究』(3), 155-163.
- NPO 法人ファザーリング・ジャパン, 2013, 『新しいパパの教科書』学研プラス.
- 大木裕子, 2017, 「ソーシャルビジネスとは何か」, 坂本恒夫・丹野安子・菅井徹郎編『NPO, そしてソーシャルビジネス－進化する企業の社会貢献－』文真堂, 115-139.
- 大東貢生, 1999, 「地方行政にみるジェンダー施策: 大阪府を事例として」『佛大社会学』(23), 102-118.
- , 2006a, 「地方自治体の男女共同参画政策, 青木康容編『地方自治の社会学－市民主体の「公共性」構築をめざして－』佛教大学通信教育部, 58-72.
- , 2006b, 「あいまいな「男性施策」」, 青木康容編『変動期社会の地方自治』ナカニシヤ出版, 198-212.
- , 2016, 「女性活躍推進政策の展開と課題」『佛教大学総合研究所紀要』(23), 31-45.
- 大山治彦, 2018a, 「男性相談とメンズリブ」『男性は何をどう悩むのか』ミネルヴァ書房.
- , 2018b, 「男性の生き方とジェンダー－無縁社会から見えてくるもの－」愛知教育大学男女共同参画員会編『ジェンダー教育の未来を拓く』愛知教育大学出版会, 166-178.
- 大山治彦・大東貢生, 1999 「日本の男性運動のあゆみ(1)〈メンズリブ〉の誕生」『日本ジェンダー研究』

(2),43-55.

多賀太,2006,『男らしさの社会学』世界思想社.

———,2018,「国際社会における男性ジェンダー政策の展開－「ケアする男性性」と「参画する男性」－」
『人権問題研究室紀要』(76), 57-83.

———,2019,「女性に対する暴力防止に向けた男性への取り組み ホワイトリボンキャンペーン」
『NWEC 実践研究』(9), 148-164.

多賀太・伊藤公雄・安藤哲也,『男性の非暴力宣言－ホワイトリボン・キャンペーン』岩波書店.

丹野安子,2012,「NPO 法人ファザリング・ジャパン Fathering = 父親であることを楽しもう」坂本
恒夫・丹野安子編著『ミッションから見た NPO』文眞堂, 42-49.

———,2017,「日本 NPO－ザ・ピープル, ファザリング・ジャパン, ハートフルー」, 坂本恒夫・
丹野安子・菅井徹郎編『NPO, そしてソーシャルビジネス－進化する企業の社会貢献－』文眞堂,39-50.

山谷清志・高田修三・池永肇恵,2001,「中央府省の政策評価」『日本政策研究』1 (1), 51-64.

〔付記〕

この小論は、科学研究費助成事業（25670018, 15K01935, 18H00937, 18K11911）による研究成果の一部である。

（おおつか たかお 現代社会学科）

2019年5月7日受理